|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種目 | 対象者 | 性能 | 耐用年数 | 基準額 |
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 | （１）　下肢又は体幹機能障害２級以上の者（18歳以上）（２）　寝たきりの状態にある難病患者等（18歳以上） | 腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの | ８年 | 154,000円 |
| 特殊マット | （１）　下肢又は体幹機能障害１級の常時介護を要する者（18歳以上）、下肢又は体幹機能障害２級の常時介護を要する者（３歳以上）、重度又は最重度の知的障害児者（３歳以上）（２）　寝たきりの状態にある難病患者等（３歳以上） | 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの | ５年 | 19,600円 |
| エアーマット | 下肢又は体幹機能障害１級の常時介護を要するねたきりの者（３歳以上） | 褥瘡防止のためのものであって、エアーマットと送風装置からなるもの | ８年 | 82,400円 |
| 特殊尿器 | （１）　下肢又は体幹機能障害１級の常時介護を要する者（学齢児以上）又は重度の知的障害児者であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（学齢児以上）（２）　自力で排尿できない難病患者等（学齢児以上） | 尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの | ５年 | 67,000円 |
| 入浴担架 | 下肢又は体幹機能障害２級以上の者で、入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者（３歳以上） | 障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | ５年 | 82,400円 |
| 体位変換器 | （１）　下肢又は体幹機能障害２級以上の者で、下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者（学齢児以上）（２）　寝たきりの状態にある難病患者等（学齢児以上） | 介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの | ５年 | 15,000円 |
| 移動用リフト | （１）　下肢又は体幹機能障害２級以上の者（３歳以上）（２）　下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等（３歳以上） | 介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 | ４年 | 159,000円 |
| 移動用リフト用吊りベルト | 下肢又は体幹機能障害２級以上の者 | 介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（移動用リフトの形態は問わない） | １年 | 45,400円 |
| 訓練いす（児のみ） | 下肢又は体幹機能障害２級以上の者（３歳以上～17歳以下） | 原則として附属のテーブルを付けるものとする | ５年 | 33,100円 |
| 訓練用ベッド | （１）　下肢又は体幹機能障害２級以上（学齢児以上～17歳以下）（２）　下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等（学齢児以上） | 腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもの | ５年 | 159,200円 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | （１）　下肢又は体幹機能障害児者であって、入浴に介助を必要とする者（３歳以上）（２）　入浴に介助を要する難病患者等（３歳以上） | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | ８年 | 90,000円 |
| 便器 | （１）　下肢又は体幹機能障害２級以上の者（学齢児以上）（２）　常時介護を要する難病患者等（学齢児以上） | 障害者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | ８年 | 4,450円手すりつき5,400円 |
| T字状・棒状のつえ | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で、２級以上の者 | T字状・棒状の杖で、木製又は軽金属製であるもの | ３年 | 3,000円 |
| 移動・移乗支援用具（歩行支援用具） | （１）　平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（２）　下肢が不自由な難病患者等 | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ア　障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものイ　転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | ８年 | 60,000円 |
| 頭部保護帽 | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害３級以上で、転倒の恐れがある者、てんかんの発作等により頻繁に転倒する恐れのある知的障害児者及び精神障害者 | ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するものでスポンジ、革を主材料に製作したものか、スポンジ、革、プラスチックを主に製作したもの | ３年 | 36,750円 |
| 特殊便器 | （１）　上肢障害２級以上の者及び重度又は最重度の知的障害の者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者（学齢児以上）（２）　上肢機能に障害のある難病患者等（学齢児以上） | ウォシュレット等、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | ８年 | 151,200円 |
| 火災警報器 | 障害等級２級以上の者又は重度の知的障害児者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（学齢児以上） | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | ８年 | 15,500円 |
| 自動消火器 | （１）　障害等級２級以上の者又は重度の知的障害児者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（学齢児以上）（２）　火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯（学齢児以上） | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの | ８年 | 28,700円 |
| 電磁調理器 | 視覚障害２級以上の者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は重度の知的障害者（18歳以上） | 視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの | ６年 | 41,000円 |
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障害２級以上の者（学齢児以上） | 視覚障害児者が容易に使用し得るもの | 10年 | 7,000円 |
| 聴覚障害者用屋内信号装置 | 聴覚障害２級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯）（18歳以上） | 音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの | 10年 | 87,400円 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | 腎臓機能障害３級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法による透析治療を行う者（３歳以上） | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | ５年 | 51,500円 |
| ネブライザー（吸入器） | （１）　呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者（学齢児以上）（２）　呼吸器機能に障害のある難病患者等（学齢児以上） | 障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの | ５年 | 36,000円 |
| 電気式たん吸引器 | （１）　呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者（学齢児以上）（２）　呼吸器機能に障害のある難病患者等（学齢児以上） | 障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの | ５年 | 56,400円 |
| 酸素ボンベ運搬車 | 医療保険における在宅酸素療法を行う者（18歳以上） | 障害者が容易に使用し得るもの | 10年 | 17,000円 |
| 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | 人工呼吸器の装着が必要な難病患者等 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの | ５年 | 157,500円 |
| 盲人用体温計（音声式） | 視覚障害２級以上の者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（学齢児以上） | 視覚障害児者が容易に使用し得るもの | ５年 | 9,000円 |
| 盲人用体重計 | 視覚障害２級以上の者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（18歳以上） | 視覚障害者が容易に使用し得るもの | ５年 | 18,000円 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する者（学齢児以上） | 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの | ５年 | 98,800円 |
| 情報・通信支援用具 | 上肢機能障害又は視覚障害２級以上の者（学齢児以上） | 障害者等が容易に使用し得るもの | ４年 | 100,000円 |
| 点字ディスプレイ | 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）であって、必要と認められる者（18歳以上） | 文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの | ６年 | 383,500円 |
| 点字器 | 視覚障害者（学齢児以上） | 標準型ア　32マス、18行、両面書真鍮板製イ　32マス、18行、両面書プラスチック製 | 標準型７年 | 標準型ア　10,400円イ　6,600円 |
| 携帯型ア　32マス、４行、両面書アルミニューム製イ　32マス、12行、両面書プラスチック製 | 携帯型５年 | 携帯型ア　7,200円イ　1,650円 |
| 点字タイプライター | 視覚障害２級以上の者で、就学若しくは就労している者又は就労が見込まれる者（学齢児以上） | 視覚障害児者が容易に使用し得るもの | ５年 | 63,100円 |
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー | 視覚障害２級以上の者（学齢児以上） | 視覚障害児者が容易に使用し得るもの | ６年 | 録音再生機85,000円再生専用機35,000円 |
| 視覚障害者用活字文書読上げ装置 | 視覚障害２級以上の者（学齢児以上） | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児者が容易に使用し得るもの | ６年 | 99,800円 |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（学齢児以上） | 画像入力装置を読みたい物（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの | ８年 | 198,000円 |
| 盲人用時計 | 視覚障害２級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする（18歳以上） | 視覚障害者が容易に使用し得るもの | 10年 | 触読10,300円音声13,300円 |
| 聴覚障害者用通信装置 | 聴覚障害又は発音・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（学齢児以上） | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用し得るもの | ５年 | 71,000円 |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者（学齢児以上） | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの | ６年 | 88,900円 |
| 人工喉頭 | 喉頭摘出などにより、発声機能を失った者 | 笛式　呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの | 笛式４年 | 笛式5,000円 |
| 電動式　顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの | 電動式５年 | 電動式70,100円 |
| メール機能付携帯電話等 | 聴覚障害３級以上の者（学齢児以上） | 文字等により通信が可能な携帯式の機器であって、障害者等が容易に使用し得るもの | ４年 | 20,000円 |
| 福祉電話（貸与） | 聴覚障害又は外出困難な身体障害者（原則として２級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 障害者が容易に使用し得るもの | ― | ― |
| ファックス（貸与） | 聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害３級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 障害者が容易に使用し得るもの | ― | ― |
| 視覚障害者用ワードプロセッサー（共同利用） | 視覚障害者 |  | ― | ― |
| 点字図書 | 主に、情報の入手を点字による視覚障害者 | 点字により作成された図書 | ― | 点字図書で年間６タイトル又は24巻以内で、かつ、年間60,000円の購入金額を限度とする |
| 排泄管理支援用具 | ストマ用装具、紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品） | 膀胱機能障害・直腸機能障害によりストマを増設した者 | 蓄便袋蓄尿袋（一括交付は最長６箇月分まで可） | ― | 蓄便袋103,200円／年蓄尿袋135,600円／年 |
| 高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 | 紙おむつ（一括交付は最長４箇月分まで可） | ― | 144,000円／年 |
| 収尿器 | 高度の排尿機能障害者 | 男子用　採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。ラテックス製又はゴム製A　普通型　B　簡易型 | １年 | 男子用7,700円 |
| 女子用A　普通型　耐久性ゴム製採尿袋を有するものB　簡易型　ポリエチレン製の採尿袋、導尿ゴム管つき |  | 女子用8,500円 |
| 住宅改修費 | 居宅生活動作補助用具 | 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級３級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害２級以上の者） | 障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの | １度 | 200,000円 |